

学校教育目標

心身ともに健康で
確かな学力と豊かな人間性を身に付け
自他ともによりよく生きる生徒の育成

いじめ問題への目標

全教育活動を通して生命・人権尊重の意識の高揚や自己肯定感の醸成に努め、
いじめに気づき、いじめを考え、いじめを許さない生徒を育成する。

【いじめ防止対策委員会(STOP-IJIME)】

内容	○ 年間を通じた取組等について検討し、実践する。 ○ 年間の活動を検証し、次年度の計画を作成する。
構成	校長 教頭 生徒指導主任 学年主任 養護教諭 民生委員 主任児童委員 生活指導支援員 保健師

PTAとの連携	学校の取組	県・市教委との連携
○PTA理事会 (年6回) ○PTA評議員会・総会 (1回・随時) ○学年・学級PTA (4回) ○立哨指導(生活部) (8回) ○家庭教育学級 (随時) ○地域生徒会(あいご会活動) (随時)	未然防止 ○生徒会によるいじめ防止活動 ○体験活動を活用した人間関係づくり ○青少年赤十字活動を通した生命尊重、人権意識の高揚 早期発見 ○学校楽しいーとの実施と定期二者相談、個人面談の実施 ○各種調査(関係機関等からの依頼)の分析、活用 対応検証 ○関係者及び保護者への適切なケア及び指導(保護者召還) ○スクールカウンセラー、主任児童委員等の活用	○指導主事の派遣及び助言 ○いじめ問題対応チームの派遣及び助言 ○研修会等への講師の派遣(講師の紹介) 関係機関との連携 ○喜入交番・鹿児島南警察署 ○鹿児島中央児童相談所 ○鹿児島市福祉課(谷山家庭教育相談室)

年間活動計画

月	生徒関係	職員(PTA)関係	検証関係
定例会	○生徒会執行部会 ○専門委員会 ○学級活動 ○朝の会・帰りの会 ○青少年赤十字活動	○生活指導委員会 ○企画委員会 ○職員会議 ○職員朝会 ○学年部会 ○PTA理事会	○スクールカウンセラーとの連携と具体策の策定 ○民生委員・主任児童委員との連携と具体策の策定
4月	○生徒総会 ○入部式 【いじめ問題を考える週間】 ○青少年赤十字登録式 ○標語・ポスターの募集	○始業式、入学式、学級開きのあいさつ(STOP-IJIME) ○職員研修(いじめ対策必携) ○定期家庭訪問	○【いじめ問題を考える週間(資料の提供)】と三者面談 によるいじめ問題の把握と対応の確認(生徒指導)
5月	○教育相談アンケート【二者相談】 ○行事(集団宿泊学習、修学旅行、職場体験学習)	○PTA総会 ○気になる生徒の共通理解	○二者相談の資料提供 ○【いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)】への取組 資料の提供と取りまとめ、改善策の提示
6月	○行事のまとめ・改善 ○学校楽しいーと ○目標の共有(部活(総体)、学級(定期テスト))	○学校保健委員会(心身の健康(校医・歯科医・薬剤師)) ○総合体育大会(生徒との目標、達成感・達成感の共有) ○心の教育推進委員会(委員)	○学校楽しいーとの分析
7月	○情報モラル(ネットいじめ)についての講話 ○青少年赤十字活動(お見舞いカード、募金活動等)	○職員研修(いじめ対策必携、ネットいじめ、特別支援) ○サポートチーム会議 ○三署別生徒指導連絡会	○学校生活における生徒の実態把握と2学期の取組 ○家庭・地域における生徒の実態把握と連携 ○HP更新
8月	○夏休みの課題(人権作文・ポスター・こころの言の葉) ○青少年赤十字(リーダーシップトレーニング)	○心の教育推進委員会(委員) ○職員研修(いじめ対策必携、いじめの事例とその対応)	○校内・校外の現状の把握と改善への取組確認 (生徒指導主任)
9月	○始業式 ○情報機器に関するアンケート ○体育大会 【いじめ問題を考える週間】	○民生委員・児童委員会への会場提供・情報交換 ○生徒・職員一体の行事遂行 ○三署別生徒指導連絡会	○2学期の取組の確認(教務主任) ○HP更新 ○特活・道徳の授業の分析と改善(人権司和教務係)
10月	○喜入地域体育大会(役員・選手・応援団) ○学校楽しいーと ○文化祭(学年・学級の絆)	○生徒の地域行事参加への条件整備(部活等の禁止) ○職員の地域行事への参加(役員・選手・応援)	○地域行事への参加と課題・成果の確認(保健体育係) ○学校楽しいーとの分析
11月	○教育相談アンケート【二者相談】 ○喜入地域文化祭(役員・作品・舞台発表)	○生徒・職員一体の行事遂行 ○サポートチーム会議	○二者相談の資料提供
12月	○人権教室(県男女共同参画センター)【人権週間】 ○青少年赤十字活動(お見舞いカード、募金活動等)	○職員研修(いじめ対策必携 人権司和教務) ○学年・学級PTA(ネットトラブルの危険性と防止)	○いじめ問題に関する活動計画の検討(教育課程編成) ○人権教室の分析と次年度の取組確認(教育課程編成)
1月	○冬休みの課題 ○始業式	○職員会議(生徒の変容・生徒の進路) ○三署別生徒指導連絡会	○2学期の取組確認(教務主任)
2月	○学校楽しいーと【二者相談】 ○目標の共有(生徒会・学級(学年末テスト))	○心の教育推進委員会(全職員) ○サポートチーム会議	○学校楽しいーとの分析(1、2年のみ)
3月	○自律と友愛の実践(3年生(入試・卒業式)) ○自律と友愛の実践(1・2年生(修了式))	○校内の連携(学級編成) ○関係機関との連携(小学校・高等学校)	○年間の総括及び次年度に向けての取組確認(教務) ○HP更新

※1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該公営の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

例) 冷やかしかからかい。悪口や脅し文句。嫌なことを言われる。仲間はずれ。集団による無視。

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたいたり蹴られたりする。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。PC や携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

※2 いじめ解消の定義

① いじめに係わる行為が止んでいること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※ いじめが「解消している」状態とは、あくまで1つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

※3 連携する機関及び連絡先(電話番号) ※取扱慎重

関係機関等	電話番号	関係機関等	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971	総合教育センター教育相談課	294-2788
県警察本部(少年サポートセンター)	232-7869	中央児童相談所(谷山分室)	264-3003
鹿児島南警察署	269-0110	鹿児島市福祉課(谷山家庭教育相談室)	269-8415
鹿児島南警察署喜入交番	345-0014	喜入地区主任児童委員(吉野)	08052535607

※4 いじめの未然防止【いじめ対策必携】【生徒指導主任 全職員】

I 基本姿勢

いじめは、どこの学校でも、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての教育活動・すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

II いじめについての共通理解

- 1 校内研修や職員会議で学校の基本方針を知り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で、全校生徒を対象に、いじめに関する講話等を行う。
- 2 学校楽しいとを6月・10月・2月に実施し、生徒個々のいじめに対する認識を理解し、個別指導に活用する。
- 3 生徒理解の時間を毎週の生活指導委員会・職員朝会の中に位置づけ、情報の共有化を図る。
- 4 4月第3週及び9月第2週の「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて生徒がいじめ問題について学ぶ時間(男女共同参画センターとの連携)を設定する。

III いじめを防止する態度・能力・意識の育成

- 1 いじめ防止について生徒会活動・生徒総会等での取り組み(標語・ポスター等)
- 2 全教育活動を通じた道徳教育や人権教育の充実
 - (1) 青少年赤十字の態度目標(健康安全・奉仕・国際理解親善)視点で、命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
 - (2) 人権尊重の観点から、全教育活動を通じて、生徒一人一人に「いじめは絶対に許さない」という態度を育む。
 - (3) 主体的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。
 - (4) 「おはよう・こんにちは・さようなら」のあいさつ・会釈運動を推進する。
 - (5) 豊かな感性を培う読書運動の推進を図る。
- 3 いじめが起きにくい集団の育成
 - (1) 奉仕活動や防災活動に全校体制・小中学校連携・地域連携で取り組み、人間関係を深める異年齢交流を推進する。
 - (2) 教師は、「人間関係づくり」という視点から学級教育目標・教科経営目標・部活動経営目標を立て、日々の活動に反映させる。
 - (3) 「いじめは絶対に許さない」という学級づくり・教科指導・部活動に努める。
 - (4) 一人一人のよさを活かした、分かる・できる授業づくりを推進する。
 - (5) 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場(生徒会・部活動・あいご会)を設定する。
 - (6) コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。
 - (7) 保護者同士のコミュニケーションがより活発に図れるよう適切なPTA活動を進める。
 - (8) 担任等が積極的に学年・学級PTAに参加して情報を収集し、いじめ発生防止・解決に努める。

4 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- (1) 全教育活動を通して、生徒が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。
- (2) 全校朝会での表彰伝達や学校だより等を利用して、生徒の頑張りを多くの他の生徒や保護者等に紹介し、自己有用感を高める。
- (3) 教師・職員は、否定的な発言をひかえ、プラス志向の発言に努める。

※5 いじめの早期発見【生徒指導主任 全職員】

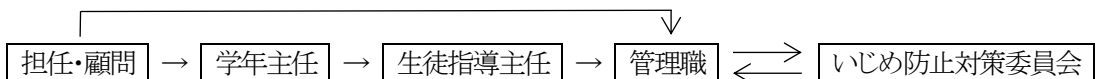
早期発見のための手立て	担当	具体的な取組
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	管理職 生徒指導係 学年主任	・「学校楽しいーと」(6月・10月・2月) ※ スクールサポート会議で全小学校・関係機関に提供 ・「いじめアンケート」(6月・11月・2月)
○ 「いじめ対策必携」の活用	生徒指導係 学年主任 研修係	・職員朝会・職員会議・学年部会・職員研修での読み合わせと確認 ※ 学期初め、問題発生時、年間研修計画3回
○ 定期的な教育相談による生徒の状況の把握と情報の共有	教育相談係 生徒指導係	・二者相談(学期1回)、三者面談(定期・不定期)
○ スクールカウンセラー等の来校日の生徒・保護者への周知	養護教諭 管理職	・スクールカウンセラーの来校日等の案内配布(学期初め・学校だより)と相談日の調整
○ 全職員(含管理職)による校内巡視・通学状況確認等の実施	全職員 保護者 (PTA 保体部)	・朝の登校指導(交通安全指導・あいさつ運動) ・昼休み、放課後の校内巡視 ・ノー部活動ダイ等での下校指導
○ 学校の取組状況の発信および情報の収集・共有(保護者・民生委員・交番・公民館)	管理職 生徒指導係 学年主任	・学校だより、ホームページ ・関係機関(交番・公民館)の定期訪問 ・関係機関(民生委員等)の定期・不定期来校

※6 いじめの早期対応【いじめ対策必携】【全職員】

いじめ情報の入手 【全職員(担任・顧問)】

- ① 情報収集の内容(5W1H)
- ② 情報収集の手段(アンケート・生活ノート・生徒との会話・教育相談・保護者・養護教諭)
- ③ 情報入手の留意点(いじめはある→解決への意思表示)
- ④ 情報入手後の留意点(全職員の問題→報・連・相)

いじめ対応組織の編成 【校長】



⑤ 被害生徒の人権を最優先

⑥ 保護体制(校内・校外)

鹿児島市教育委員会

対応方針・役割分担 【校長】

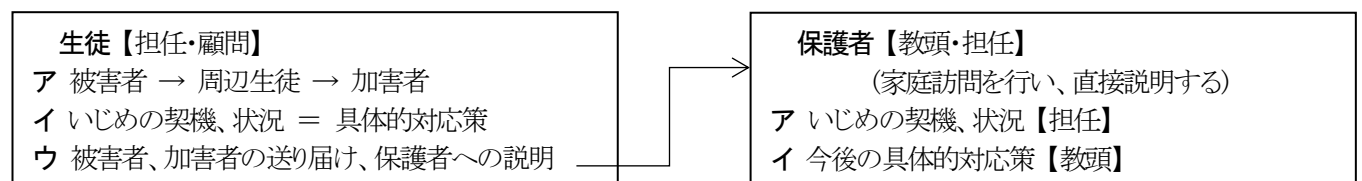
- ⑦ 緊急度の確認[生命]
- ⑧ 複数の関係機関による調査・分析(該当生徒・保護者)
- ⑨ 具体策の策定(支援組織の編成(含 保護者・関係機関)・役割分担)

対応方針等に関する
報・連・相【教頭】

【校長＝報道機関 教頭・担任＝被害生徒・保護者 生徒指導主任＝全生徒(関係する生徒)】

実態把握、支援・指導、保護者との連携 【教頭】

- ⑩ 実態の把握・保護者との連携(複数の職員で実施する)



※7 いじめへの具体的な対応【いじめ対策必携】【教頭 学年主任 担任・顧問】

⑪ 被害者への基本的な関わり型

- ア 生徒の安全確保に配慮して安心させ、生徒との信頼関係を築く。
- イ 生徒の話を傾聴し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ウ 本人の意思や希望を確認しながら、具体的な支援を図る。

⑫ 被害者への対応

- ア 被害者を守り通すこと明確に伝え、守秘義務を示し、安心感を与える。
- イ 被害者の辛さ・悔しさに共感し、その意思の確認をして今後の対応を共に考える。
- ウ 決して一人で悩まず、大人に相談することの大切さを伝える。
- エ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- オ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団への寄与や活躍の場を支援する。
- カ 人間関係が修復後も、行動や心情をきめ細かに見守る。

⑬ 被害者への個別面談の留意点

- ア 守秘義務の環境を整える。
- イ 焦らず、急かさず、共感的に接する。
- ウ 心の整理をする時間を確保する。
- エ 今までの忍耐を肯定的に受け止める。
- オ 「教師＝味方」の関係を出発とする。指導は次の段階で行う。

⑭ 被害者の保護者への対応

- ア 発覚後すみやか(その日)に、複数で家庭訪問し、事実関係を伝える。
- イ 把握している事実(実態・経緯)を全て伝える。
- ウ 学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- エ 保護者の怒り・辛さ・不安を共感的に受け止める。
- オ 被害者を守り通すことを明確に伝える。
- カ 学校・家庭・地域での変化を観察し、お互いの報・連・相を確約する。
- キ 欠席や転校措置等の申し出にも弾力的に対応する。

⑮ 加害者への個別面談の留意点

- ア “開き直り”に対処する。
 - ・「ただ遊んでいただけ。」→「君のしたことは暴力である。」
- イ “被害者にも非がある”と認めない。
 - ・「〇〇が悪い。」→「君は『〇〇が悪い。』と思ったんだ。」(相手の言葉を繰り返す)
- ウ “いじめ”という言葉遣いを遣わずに指導する。
 - ・「ただ借りていただけ。」→「自分のものがなくなったり、他人が使ったりしていたらどう思う。」
 - 「相手がただ借りていただけといたら、どんな気持ちになる。」
 - ◎加害者の具体的な行為に焦点をあて、その許されないことを指摘する。

⑯ 加害者の保護者への対応

- ア 事実を正確に伝え、被害者やその保護者への共感を図る。
- イ 「絶対にゆるされない」との毅然とした姿勢を示し、家庭での指導を依頼する。
- ウ 被害者の保護者と協力して解決にあたるよう、保護者同士の理解を依頼する。
- エ 加害者のよりよい成長のために、具体的な助言をする。

⑰ 傍観者への対応

- ア 被害者の心情を伝え、生命に関わり絶対に許されないことを指導する。
- イ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめの肯定であることを理解させる。
- ウ 見ぬふりの背景にある心理等に共感しつつも、望ましい人間関係を指導する。
- エ いじめの訴えは、チクリでなく、正義に基づく行為であることを理解させる。

※8 重大事態(いじめ)への対応【校長】

I 重大事態の発生と緊急対応

1 重大事態の意味

《いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)》

- (1) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合(法第28条第1項第1号に係る事態)
ア 児童生徒が自殺を企画した場合 イ 身体に重大な障害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合 エ 精神症の疾患を発症した場合
- (2) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合(第28条第1項第2号に係る事態)
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者は学校の判断によって、迅速に調査に着手する必要がある。

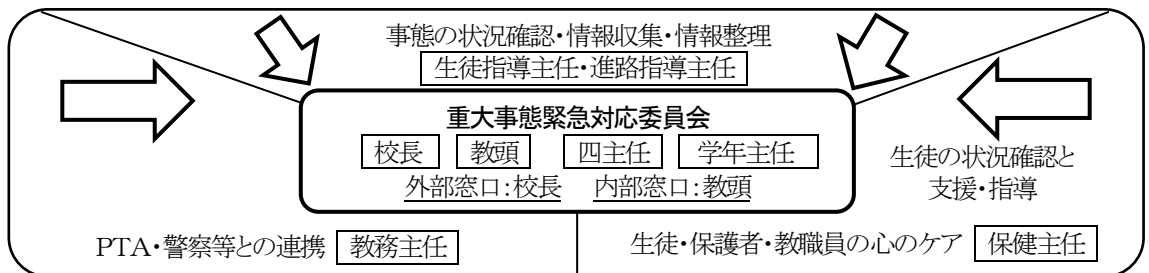
2 重大事態への緊急対応

- (1) 重大事態の報告【校長】 重大事態の認知(学校) → 市教育委員会 → 市長
- (2) 全校体制による緊急対応【教頭】
重大事態緊急対応委員会を発動し、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。
ア 事態の状況確認、情報収集、情報整理
イ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
ウ PTA・警察などとの連携
- (3) 市教育委員会との連携【校長】
ア 情報確認、情報収集、情報整理したことの教育委員会への報告
イ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
ウ 県教育委員会や警察等との連携についての要請

II 学校による調査

法第28条第1項の規程に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

1 調査の組織



2 事実関係を明確にするための調査の実施(被害者からの聞き取り)【担任 学年主任】

5W1H ・いつ(いつ頃) ・どこで ・誰が ・何を、どのように ・なぜ ・どのように

- (1) 調査については十分な配慮を行い、ネット被害(情報拡散)・風評被害等にも配慮する。
ア 被害者の学校復帰を最優先した調査 イ 情報提供者の安全確保
ウ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」の活用による緊急監視の実施
- (2) 直接聞き取りが不可能な場合は、保護者の要望・意見を十分に聴取・協議して調査する。

III その他留意事項

1 心のケア【校長】

調査と平行して、市教委に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

2 調査にあたっての説明等【担任 学年主任】

調査方法や内容を十分に説明し、合意を得る。また、調査経過を適時・適切に報告する。

3 調査対象の生徒及びその保護者に対して【担任 学年主任】

調査結果は、分析・整理の上で情報提供することを説明し、承諾を得ておく、

4 報道取材等への対応【校長】

事実に基づいた正確で一貫した情報を、窓口を校長とし、市教委と連携して提供する。

※9 重大事態(いじめ)の公表・点検・見直し【教頭】

- I 「鹿児島市立喜入中学校いじめ防止基本方針」をHPで公表し、生徒個々の意識・認識・意欲を高め、地域・家庭・学校が一体となって実践する。
- II 学期ごとに点検・見直しを実施し、これに基づいた必要な措置を行い、基本方針を更新する。